

国保 特別会計へ5千万円を繰入

減少が止まらない被保険者数とそれに伴う国保税収納額は大幅に減少（図1）しています。

逆に医療費総額は年齢が進むにつれ、また年を追うごとに増加傾向が（図2）が続いています。

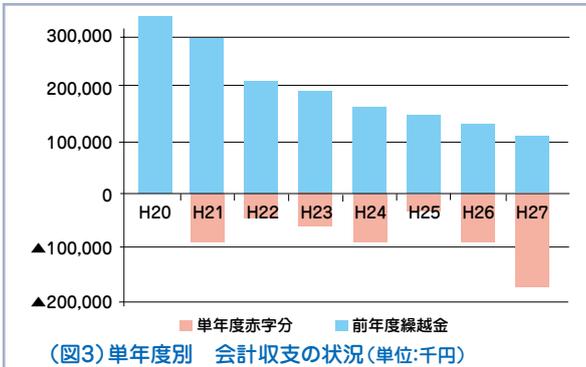
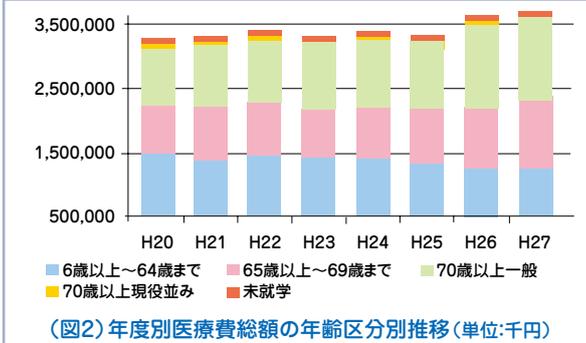
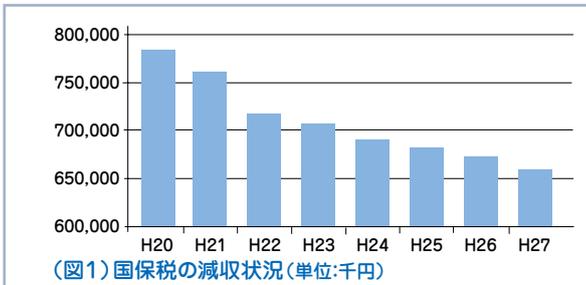
平成20年度は単年度で黒字決算でした。平成21年度からは毎年赤字が発生（図3）し、平成25年度からは貯金にあたる財政調整基金の取り崩しをしながら収支改善を図ってきましたが、基金が予想以上に早く底を尽きました。約9年間税率改定を行わず、県下で

※1 国保とは国民健康保険のこと
も非常に低い国保税率で全国水準の医療サービスの提供に努めてきましたが、このままでは国保の存続が厳しい状況となります。

しかし、法律上、国保制度を破たんさせるわけにはいかず、急激な国保税の負担増も困難なことから、当面の措置として平成29年度では当初予算において一般会計より赤字補てん分として約5千万円を繰り入れることとなりました。

平成29年度中には今後の財政運営について、受益者である被保険者の『負担増』を踏まえた検討を行います。

【問合せ先】 市民部保健課 Tel 26-11209
総務部税務課 Tel 26-11216



軽自動車税の減免制度

障がいのある人が所有する軽自動車に対し、軽自動車税を減免する制度です。新規申請と継続申請では、必要書類や提出する先が異なります。

新規申請

必要書類

- ① 身体障害者手帳
精神障害者保健福祉手帳（1級）
療育手帳（A、A）
戦傷病者手帳
のいずれか
- ② 軽自動車税納税通知書
- ③ 印鑑
- ④ 運転する人の運転免許証
- ⑤ 車検証
- ⑥ 本人のマイナンバーカードか通知カード

提出先

税務課（郵送不可）

注意事項

- 対象は1人当たり1台
- 自動車税（県税）の減免を受けている場合、この減免は受けられません。
- 18歳以上の身体障がい者は、本人名義の車両でなければ減免は受けられません。（18歳未満の身体障がい者や知的・精神障がい者は、同一生計家族名義であれば受けられます）
- 障がいの内容によっては、減免されない場合があります。

継続申請

必要書類

- ① 現状報告書（軽自動車税納税通知書に同封）
現状報告書の内容を確認し、必要事項を必ず記載の上、押印して提出してください。

提出先

税務課、市民課または各支所窓口
（郵送可・締切日消印有効）

申請内容に変更がある場合

必要書類

- ① 現状報告書
 - ② 変更についての書類のコピーなど
- 提出先
税務課（郵送不可）

申込期限

5月9日(火)～24日(水)

申請期間を過ぎると減免できません。

【申込・問合せ先】

総務部税務課 Tel 26-11216

